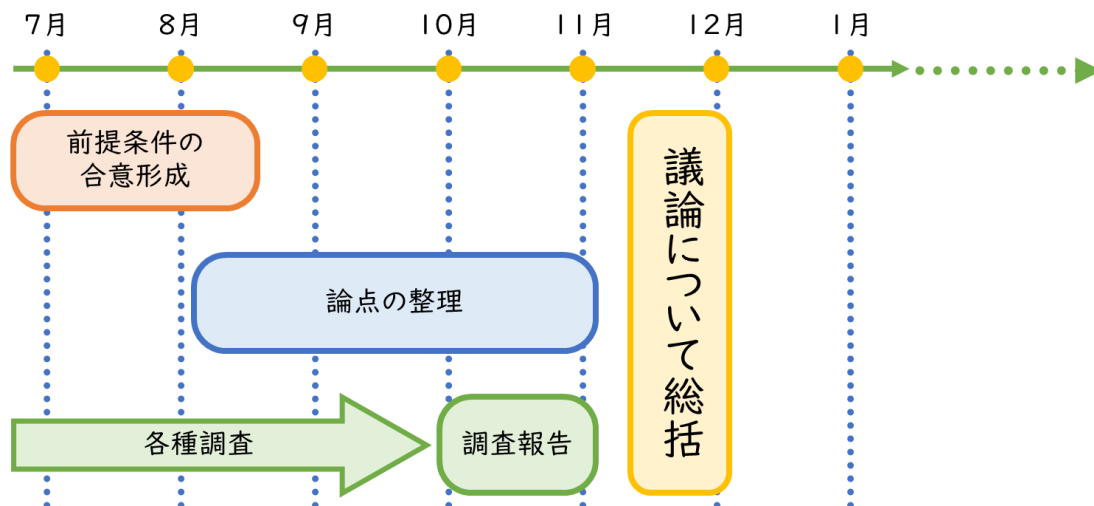


協議の進め方について

1 全体の進め方（おおよそのスケジュール）

「協議の進め方の整理」に基づき、全体の進め方について、おおよそのスケジュールを以下のように定めたいと考えます。なお、議論についての総括は12月を目途に実施したいと考えていますが、議論の推移によっては変更になることをあらかじめ御了承ください。

進め方についての考え方としては、まず「合意形成の必要なもの」について協議し、前提条件の合意形成を図りたいと思います。次いで、各種論点整理を行っていきます。なお、「調査の必要なもの」については秋口を目途に調査報告の実施を目指します。



2 「合意形成の必要なもの」に関する進め方

協議を進める上で、議論の前提条件としての合意形成を以下の要領で図りたいと思います。なお、ここにおける合意形成は、あくまでも議論を進める上でのものであって、表決における態度を拘束するものではありません。ただし、委員会において合意形成がなされた場合は、その結論を前提として以降の議論を進めてまいりますのでご理解ください。

合意形成の必要なもの	方向性	
①建て替えの必要性について	必要である	不要である
②視察を含めた事例調査（建設費用を含む）	実施する	実施しない
③現本庁舎の修繕に係るコストについて	資料提出を求める	
④2庁舎体制におけるコスト	資料提出を求める	
⑤行政による十分な広聴活動	前提とする	前提としない
⑥場所選定後の議会の関わり方	前提とする	前提としない

※各項目の詳細は裏面において説明いたします。

2-① 建て替えの必要性について

協議を進める上で、第一に合意形成を必要とする項目と考えます。方向性としては建て替えの必要があるのか、ないのかを確認の上で以降の協議を進めてまいります。なお、「現本庁舎の修繕に係るコストについて」は「合意形成の必要なもの」に項目として挙がっていましたが、本項と大いに関連を有するものであることから、併せて協議を致します。

2-② 視察を含めた事例調査（建設費用を含む）

本項における方向性としては、視察を「実施する」のか「実施しない」のかを定めます。「実施する」場合は、別途その手法については協議いたします。

2-③ 現本庁舎の修繕に係るコストについて

本項における方向性は「資料提出を求める」こととしたいと考えます。なお、前述のとおり、「建て替えの必要性について」と併せて協議を致します。

2-④ 2庁舎体制におけるコスト

本項における方向性は「資料提出を求める」こととしたいと考えます。

2-⑤ 行政による十分な広聴活動

本項における方向性は、「行政による十分な広聴活動」を表決における前提条件とするか否かをまずは定めたいと考えます。次いで、前提条件とする場合は、どこまでの広聴活動を求めるのかについて合意形成を図ります。

2-⑥ 場所選定後の議会の関わり方

本項における方向性は、「場所選定後の議会の関わり方」を表決における前提条件とするか否かを協議いたします。なお、ここでいう前提条件は「条件付き表決の禁止の原則」に抵触する類のものではなく、執行部に対して一定の要望の形をとることになると考えています。

また、本項についても前提条件とする場合の具体的関わり方については別途協議いたします。

3 論点の整理並びに調査の方法

「合意形成の必要なもの」についての協議に目途がついた段階で、論点の整理並びに調査を進めてまいります。これらの進め方についても小委員会においてお諮りしたうえで丁寧な議論を進めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。